

元生畜第 1845 号  
令和 2 年 3 月 6 日

公益社団法人中央畜産会 会長 殿

農林水産省生産局長

### 畜産関係者に係る新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症への対応として、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部から発表された「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を踏まえ、下記の事項を畜産農家や関連業者等の畜産関係者に周知いただきますようお願いいたします。

#### 記

#### 1 健康管理・衛生対策の徹底について

畜産関係者は、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を踏まえ、以下のことについて徹底して下さい。

- (1) 換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に行くことを避け、手洗い(手指の消毒)、咳エチケット、家屋も含めた閉鎖空間の定期的な換気、手で触れる場所の定期的な消毒等の感染防止対策を行うこと。また、作業前に体温等の確認を行うなど、通常以上に健康管理に留意すること。
- (2) 生産者団体及び関連団体は、(1)について、関係車両の運転手(ミルクローリー、飼料配送車、家畜運搬車等)や酪農ヘルパー等日常的に畜産農家に出入りする者も含め周知・徹底すること。
- (3) 農場等への部外者の立ち入りを最小限にすること。
- (4) イベントの開催にあたっては、その規模の大小にかかわらず、その開催の必要性について検討するとともに、開催する場合には、風通しの悪い空間をなるべく作らないなど、イベントの実施方法を工夫すること。
- (5) 万が一、従業員等に新型コロナウイルスの感染が確認された場合には、速やかに所属組合や勤務先等へ連絡するとともに、保健所等の指示に従い従業員等の感染拡大を防止すること。

#### 2 畜産及び関連業界における事業の継続について

生産者団体及び乳業者等の関連業界は、従事者が、万が一、新型コロナウイルスに感染した場合に備え、以下の対応の検討をお願いします。

- (1) 生産者団体等は、畜産農家が新型コロナウイルスに感染した場合を想定し、地方自治体等とも連携し、生産現場の速やかな消毒、代替要員の確保(酪農ヘルパ

一等の代替要員の確保が困難な場合は、一時的な家畜の移動による飼養管理等）等、営農の継続に向けた体制を構築すること。

- (2) 生産者団体等は、ミルクローリー等関係車両の運転手や酪農ヘルパー等の関係者が新型コロナウイルスに感染した場合を想定し、地方自治体、運送会社等とも連携し、二次感染を防止するよう速やかな連絡体制を構築するとともに、生産者の営農や集乳等が滞らないよう、代替要員の確保等の体制を構築すること。
- (3) 乳業者等の関連事業者は、従事者が新型コロナウイルスに感染した場合にも可能な限り事業が継続できるよう体制の構築を検討すること。

### 3 飼料製造・供給における事業の継続について

飼料製造・供給における事業の継続については、令和2年2月21日付飼料課長通知「飼料の安定供給体制確保に向けた事業継続計画等の見直しについて」により、飼料製造業団体には既に事業継続計画の見直しをお願いしているところですが、従事者等が、万が一、新型コロナウイルスに感染した場合に備え、改めて以下の対応の検討をお願いします。

- (1) 飼料製造業者、飼料卸売業者及び飼料小売業者は、家畜の飼養に必須となる飼料の供給を担っていることから、従事者が新型コロナウイルスに感染した場合にも可能な限り事業が継続できるよう他社との製造受委託関係の強化も含め体制の構築を検討すること。
- (2) 飼料製造業者、飼料卸売業者及び飼料小売業者は、飼料配送車の運転手が新型コロナウイルスに感染した場合を想定し、運送会社等とも連携し、二次感染を防止するよう速やかな連絡体制を構築するとともに、飼料供給が滞らないよう代替手段の確保等の体制を構築すること。